

# 65歳以上の方(第1号被保険者)の介護保険料は所得等に応じて決まります。

保険料の決まり方

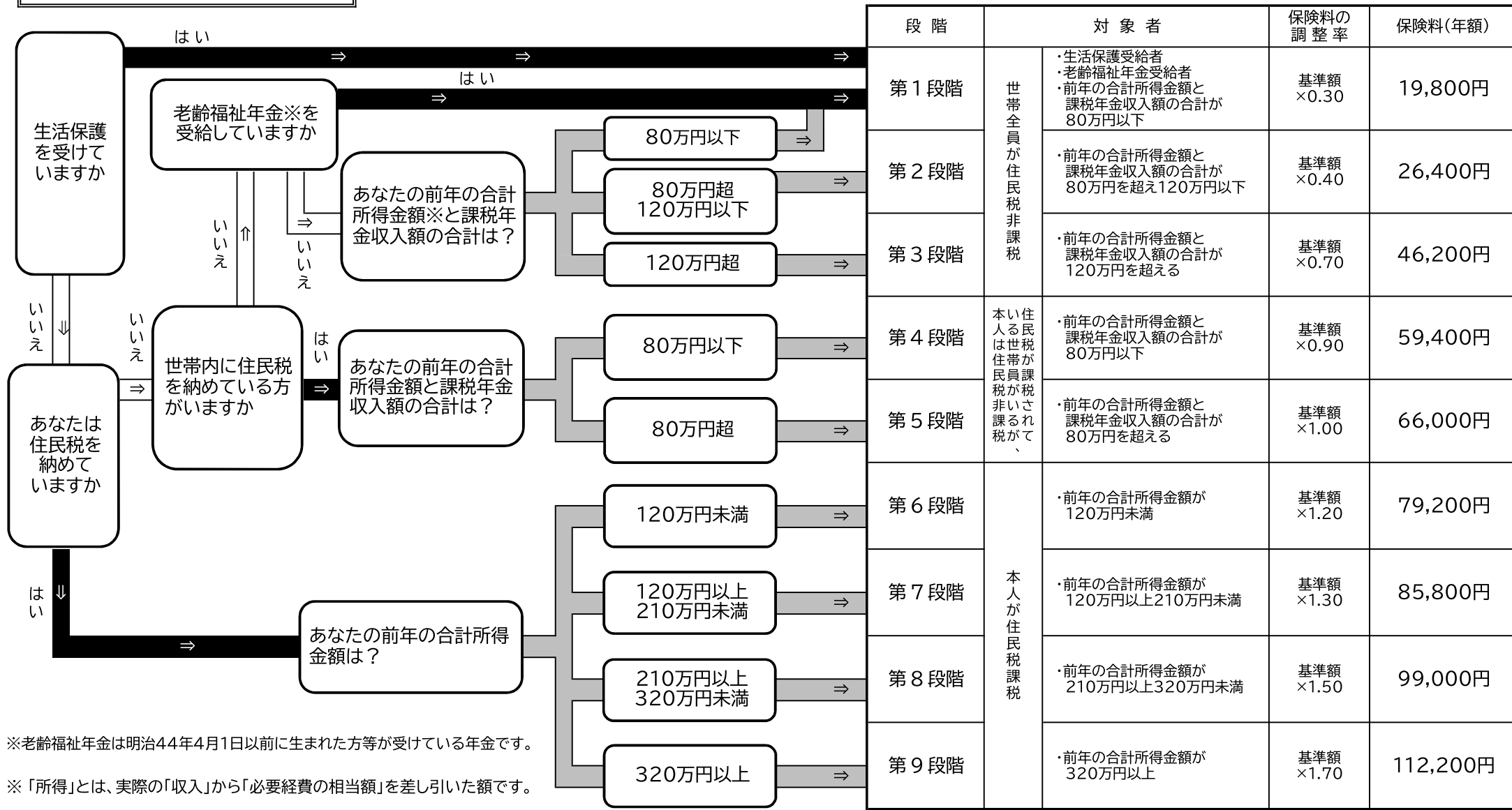
市区町村の介護サービス費用に応じて基準額が決まり、その基準額をもとに所得段階の保険料が決めます。



あなたの保険料段階は？

左側から『はい』『いいえ』をたどると、保険料の負担段階がわかります。

【令和3年度介護保険料】



段階	対象者	保険料の調整率	保険料(年額)
第1段階	世帯全員が住民税非課税 ・生活保護受給者 ・高齢福祉年金受給者 ・前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下	基準額×0.30	19,800円
第2段階		基準額×0.40	26,400円
第3段階		基準額×0.70	46,200円
第4段階	本住居に世帯が課税されるが、住民税が非課税 ・前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下	基準額×0.90	59,400円
第5段階		基準額×1.00	66,000円
第6段階	本人が住民税課税 ・前年の合計所得金額が120万円未満	基準額×1.20	79,200円
第7段階		基準額×1.30	85,800円
第8段階		基準額×1.50	99,000円
第9段階		基準額×1.70	112,200円

※高齢福祉年金は明治44年4月1日以前に生まれた方等が受けている年金です。

※「所得」とは、実際の「収入」から「必要経費の相当額」を差し引いた額です。

## 【介護保険料を納めていただく皆様へ】

全国的に超高齢社会を迎え、当町におきましても介護が必要な高齢者の方および介護保険サービスを利用される方が増加しています。介護保険は、住み慣れた地域でいつまでも健やかに暮らすことができるように、また介護が必要になっても安心して自立した生活を送れるように社会全体で支えていこうという仕組みです。

お一人おひとりの保険料は、介護保険の大切な財源です。皆様にはご負担をおかけしますが、ご理解とご協力をお願いいたします。